



目黒区議会議員 ジャーナリスト・目黒区行政監視団代表

# 須藤 甚一郎

す どう じん い ち ろ う

目黒区の問題がよくわかる 政務調査レポート

<http://home.f04.itscom.net/sudo-j>

(ホームページで須藤甚一郎「ウィークリーニュース」と動画版が見られ、ネットラジオが聴けます。)

携帯電話で「ウィークリーニュース」が読めます



めぐろキャンパス内



税金で「シェ松尾」の改修をした青木区長

やっぱり税金のムダ遣いだった! 目黒区(青木英二区長)が、1昨年(平成20年)3月、都立大跡地の目黒区施設「めぐろ区民キャンパス」内で、テナントとして営業しているレストラン「シェ松尾」のために、469万3500円もの税金、公費を使っ

て内装改修工事を行った。しかし、目黒区は、このほど突然、「シェ松尾」が、税金による内装改修工事後も利用客は増えず、利益が上がらず、平成22年3月末をもって撤去することを発表した。そして、新しい運営業者を選定することになった。いったい何のための公費による改修工事だったのか。青木区長、大塩晃雄教育長らは、区民の貴重な税金、公費を何だと思っているのか!

目黒区が、一私企業のレストランの改修工事費に公費を充てる理由はない。契約者である青木区長が、違法な支出で目黒区に損害を与えたとして、昨年6月、私が原告になり本人訴訟で、青木区長に469万3500円の損害賠償を求める住民訴訟を提起した。

今年1月22日、一審の東京地裁(杉原則彦裁判長)で、原告の請求を棄却する不当判決があった。そのため、私は2月2日に東京高裁に控訴し、現在、係争中である。不当判決の内容は、目黒区が「シェ松尾」を選定したことについて「その運営にも安定性及び継続

次ページにつづく

やはり税金469万円投入の改修工事はムダだった!  
レストラン「シェ松尾」が住民訴訟係争中突然撤退  
二審・東京地裁不当判決、二審・東京高裁で控訴審

青木目黒区長は責任をどう取るのか

青木区長の愚策・人工芝化で殺される寸前  
保護者たちが懸命に救った!



夫婦桜が咲きはじめた今年3月23日、油面小の保護者が撮影した写真

目黒区立油面小学校の校庭に、今年も夫婦桜が咲いた。昨年、青木区長の愚策の公約である校庭人工芝化の犠牲になって、伐採され殺される寸前に、保護者の有志による懸命な働きかけで、夫婦桜は一命を取りとめた。

目黒区民のみならず、校庭の人工芝化問題に大きな影響を与えたのが、新聞に掲載された一通の投書だった。

昨年3月27日の朝日新聞(朝刊)の投書欄「声」に、「人工芝工事で桜の木切る愚」と題する投書が載った。

【息子が通う小学校の校庭に樹齢約80年という夫婦桜があります。大きな枝を伸ばし子どもたちの学びや巣立ちを見守ってきました。ところが、6月から校庭の人工芝化が始まり、切られる運命にあります。(略)

新年度は3校で2億1千万円が予算に盛り込まれています。でも、私には人工芝に巨費を投じる

理由が理解できません。自然が人間の思い通りにならないのは当たり前です。それを忘れ、おごり高ぶり成長や拡大ばかりを追及し、環境問題などが起きたものではありませんか。だから、子どもには自然に畏敬(いけい)の念を持って生きる大切さを教えたいのです。

天然芝ならまだしも、人工芝のために木々を伐採するのは反対です。桜の木が切られないよう、どうか助けてください]

区立油面小学校の母親の保護者からの懸命な訴えだった。

この投書のあと、目黒区議会でも人工芝化問題が活発に議論され、私は昨年6月の一般質問で人工芝化問題を青木区長に追及した。わが会派「独歩」は人工芝化で田道小、油面小の校長に面談。区議会の所管委員会「文教・子ども委員会」も鳥取県へ天然芝の視察。当初、青木区長は「人工芝化は、区長選の公約だ」として、「文句あるのか!」といわんばかりに高飛車だった。が、方向転換し、今後は保護者、地域住民と事前に情報交換してやることにした。当然である。

区は、21年度に3校人工芝化したが、22年度は月光原小1校だけになった。

## 画期的な初判例

住民訴訟は政務調査活動だ!  
青木区長の返還命令は違法!  
39億も安く旧区役所・公会堂売却  
住民訴訟経費の行政訴訟で一審、二審とも勝訴!

まず、どんな行政訴訟かを説明しよう。目黒区は、旧区役所・公会堂売却で、最高購入希望金額111億1000万円より39億1000万円も安く、随意契約により72億円で売却。そのため、当時の薬師寺克一

区長が目黒区に損害を与えたとして、私は政務調査活動の一環として損害賠償を求め、本人訴訟で住民訴訟を起こした。

その際、私は政務調査費に関する地方自治法、条例、使

次ページにつづく

## シェ松尾は昨年6月以降レストラン家賃を滞納! 「店内が外から見える」と改修工事! しかし、いまも丸見え!



「外から店内が丸見えで、客が落ち着かない」というシェ松尾の申し入れて、2年前に区は、公費で改修工事。しかし、現在も外から店内が丸見えなのだ。

こんな内装でシェ松尾が入居した

### 「シェ松尾突然撤退」 前ページよりつづく

性が見込まれるなどと判断してシェ松尾を本件レストランの運営業者に選定したこと」を事実認定。

そして、469万円余も税金を使った改修工事について、裁判所は「利用者が増加して本件レストランの経営の安定にも資すると判断し、本件改修工事を行うこととしたことには相当の理由があるものというべきである」と判示した。

また「本件改修工事の結果は、本件レストランと一体となって目黒区の所有に帰属すると考えられるから、この点においても、本件改修工事を目黒区が行うことは合理性を有するものといえる」とも判示した。

東京地裁ともあろうものが、不当、的外れ判断の連発をやったのだから、あきれるばかり。目黒区が税金469万円も使って、

### 知恵袋「シェ」ってなんだろう?

レストラン「シェ松尾」のシェとは、フランス語でchezと書く。白水社「現代フランス語辞典Le Dico」によると「(レストラン・カフェの屋号として) ... の店」という意味だ。さしずめ日本語の屋号「...屋」「...家」にあたる。

店内の改修工事を行った。が、一審判決のいうような、シェ松尾の運営の安定性及び継続性もなく、また利用者の増加にも何ら資することもないまま、経営状態の悪化で撤退することになった。

目黒区は、シェ松尾が平成19年度から障害者を雇用するので、使用料(家賃)を50%も減額し、月額約39万円にした。しかし、昨年6月以降、滞納しているありさま。区は、シェ松尾が実際に障害者を雇ったか否かの確認さえしていないのが、このほど予算特別委員会で私が追及して判明した。目黒区もシェ松尾もいまい加減そのものだ。

東京高裁で控訴審の第1回弁論は5月18日。逆転勝訴のために徹底的に戦う!

(レストラン「シェ松尾」の改修工事費住民訴訟の訴状抜粋)

### 訴 状

平成21年6月19日  
東京地方裁判所民事部 御中

原告 須藤基一郎  
被告 目黒区長・青木英二

損害賠償請求住民訴訟事件  
訴訟物の価格 1,600,000円  
貼用印紙代 13,000円

#### 請求の趣旨

- 被告は、目黒区長・青木英二に対して4,693,500円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を目黒区に支払うよう請求せよ。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

#### 請求の原因

第1 当事者と住民監査請求  
1(1)原告は、目黒区の住民であり、適法な住民監査請求(目黒区職員措置請求)を経た者である。  
(2)被告は、目黒区長・青木英二である。被告に対して請求を求める相手方は、目黒区長・青木英二個人である。

#### 第2 本件契約が違法である根拠について

1 地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条1項に違反する契約である

本件工事は、本来、目黒区の施設である「めぐろ区民キャンパス」内にテナントとして入居し、レストランを営業している(株)シェ松尾エンタープライズ(以下、シェ松尾という)が、改修工事費を自己負担すべきものであって、原告がつぎに詳述する理由により、目黒区が本件工事費を負担する根拠はまったくないのである。したがって、区長・青木は、本件工事の契約を締結し、契約金額が(株)ミヤタ建設に支払われたことによって、目黒区に4,693,500円の損害を与えた。

区長・青木は、目黒区契約担当者として、地方自治法第2条14項で定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に務めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に違反し、また地方財政法第4条1項で定める「地方公共団体の経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」に違反する違法な契約を締結し、かつ違法な支出を行ったのである。

#### 2 テナントのサービス向上のため、目黒区が公費で改修する理由はない

教育委員会の田崎企画課長は「シェ松尾に関しての工事でございますけども、19年度は区側としては500万円の工事予算を計上しております。これはシェ松尾

が、19年度中ですけれども、経営主体が変わったことと、もっと内装を少し変えながらサービスを少し高めたいということ、それからテラス等の改修も本来は行ないたいというお話がありまして、区側と協議させていただきまして。現実には内装で仕切り壁と電灯の位置等を変えて、若干、シェ松尾自体の店の雰囲気、これを変えさせていただいた」と答弁した。(甲第1号証、事実証明書3、下線部分(1))

田崎企画課長が答弁したシェ松尾が「もっと内装を少し変えながらサービスを少し高めたいということ」では、目黒区が区の施設に入居しているテナントであるレストラン・シェ松尾のサービス向上のために、公費を使ってまで、本件工事をしなければならない理由にはならず違法である。

#### 3 「内装は目黒区が負担する」の規定は存在しない

田崎企画課長は、さらに原告の質疑に対して「シェ松尾の工事につきまして、申し出につきましては、昨年1月、シェ松尾側から、内装工事を変えて(原告注、「内装を変えて」の誤りか)、少しお客サービスを充実させたいというお話がございました。

区側としては内装が区が負担すべき部分ということで、その部分については負担をさせていただくと」答弁したが、内装に関しては目黒区が負担すると明文化された規定は、使用許可等に存在しないのである。

田崎課長は、シェ松尾はパーシモン開設時にテナントとして入居し、5年ぐらい経過し改修の必要があったという。が、まだ5年しか経っていない店舗の内装工事をテナントであるシェ松尾が、自社の経費で行うのならともかく、目黒区が公費で内装工事をする理由にはならない。

一私企業であるシェ松尾が、サービスメニューを提供するに当たって、改修工事をしたいのならば、自社の経費で行うのはいうまでもないことである。サービスメニューを提供し、売り上げが増し、利益が増加しても、その利益の一部をシェ松尾が目黒区に支払うことはないのである。

目黒区が、シェ松尾の上記の言い分を認め、本件工事費を公費で支払ったのは違法であるのは明白である。

#### 7 テナントのシェ松尾が負担すべき内装工事費を目黒区が負担した

田崎企画調整課長は、梅原委員の質疑に対しても甲第1号証、事実証明書4、下線部分(2)において、「この工事につきましては、内装に関しましては一応使用者が工事をするこもできます。それは許可を得て工事をするということになりますけども、その際は原状復帰ということになりますけども、躯体にかかわる工事については区が行うということで、区は、今回はシェ松尾側の要請を受けて、または壁の状況等を判断して、今回、工事を行ったものでございます」と答弁した。この答弁も本件工事の費用を区が負担するのは、違法であることを裏付けるものである。

### (画期的な初判断) 前ページよりつづく

途基準、申合わせ事項等を遵守し、訴訟の印紙代など住民訴訟経費の一部13万5000円余を政務調査費から支出した。その後、青木英二区長は、住民監査請求の結果、監査委員の違法な勧告を鵜呑みにして、私に対して13万5000円余の返還命令処分を行った。私は、返還命令処分は違法だ、として行政訴訟を東京地裁に提起した。

1昨年11月、一審の東京地裁で原告の私が勝訴。「住民訴訟は政務調査である」との初判例であり、NHKニュース、新聞各紙で大きく報道された。さらに昨年9月29日、二審の東京高裁でも、私が勝訴し目黒区長・青木区長は敗訴した。一審、二審ともに、政務調査費を住民訴訟経費に充てるのは適法である、とする初の画期的な判決だった。被告は上告受理申立をして受理され、最高裁の判決を待つ段階だ。が、棄却されるであろう。

高裁判決の翌朝、東京新聞はつぎの記事を掲載した。

## 青木区長の違法処分 目黒区が二審も敗訴!

\*\*\*\*\*

住民訴訟の資料代などを政務調査費から支出した須藤基一郎目黒区議(無所属)が、不当な政務調査費として返還を命じた同区の処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審で、東京高裁(原田敏章裁判長)には、29日、処分を取り消した一審判決を支持し、区の控訴を棄却した。

青木英二・目黒区長の話 区側の主張が認められなかったことは大変残念。今後の対応は、判決書のない内容を十分踏まえた上で検討していく。

\*\*\*\*\*

青木区長は、違法な返還命令処分をした反省もなく、「区側の主張が認められなかったことは大変残念」とは、それこそ「よくいうよ!」である。

## 高裁判決のサワリを紹介! 使途の当否は、最終的に 選挙民の判断!

高裁判決の重要個所のサワリの部分を紹介しよう。

判決書第3に「当裁判所の判断」とあって、

「民主主義社会における議員の議会活動の重要性にかんがみても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研

究」ないしは「議員が行う目黒区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないし「議員が行う目黒区の事務に関する研究」に」当たるものと解すべきである。そして、使用の政治的当否は、最終的には、選挙民の判断に委ねられるべきものである」

## 住民訴訟は、 議員の調査研究の 一環であると判断!

ほかに、このような重要な判示もある。

「議会の活性化を図り議会の審議能力を強化することを目的として交付される政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないし「議員が行う目黒区の事務の調査研究」、すなわち、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与し得る行為と、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とする住民訴訟の提起・追行とは、財務会計行為に關しては、その趣旨・目的において重なり合う面があるものというべきであり、住民訴訟の提起・追行も「議員の調査研究」ないしは「議員が行う目黒区の事務に関する調査研究」の一環としてなされ得るものと解すべきである」

まさに正論そのものだ。最後の「使用の政治的当否は、最終的には、選挙民の判断に委ねられるべきものである」とは、使用が間違っていると判断したら、選挙でその議員に投票しなければいい、ということだ。

議員の調査研究としての住民訴訟の提起・追行を正しく評価した判断である。私は一審の原告として、また二審の被控訴人として、議員の調査研究活動の一環として住民訴訟の提起・追行をやってきたことを証拠に基づいて、主張しつづけた。一審、二審ともに私の主張を認めて、勝訴したわけである。



犯罪人名簿など一般質問で区議の須藤基一郎(22年)

絶対高さ制限17m  
になんと25m!

## こんな絶対高 洗足学園跡地に絶対高さ制限を超え

## 目黒区長、幹部が跡地取得に失敗!公園、災

いま、目黒区洗足1丁目の洗足学園跡地(5804㎡、約1750坪)に、住友商事が絶対高さ制限破りの8階建て(25.48メートル)、143戸もの巨大マンションの建設を進めている。この洗足学園跡地をめぐるのは、おかしいこと、納得できないことがあるため、私は1昨年の秋から区議会の決算委員会などで、質疑し追及してきた。

そもそもこの土地は、地主は円融寺であり、借地権者が洗足学園であった。が、洗足学園が移転したため、借地権を住友商事が買った。目黒区は、この土地の底地権と借地権を購入しようと交渉したが、その窓口になったのが住友商事だった。なぜ、最初に地主の円融寺とじかに交渉せず、住友商事を窓口にしたのか。最終

的に、区が提示した金額は38億円。住友商事の金額50億円と開きがあり交渉決裂。公園や災害時の避難地にもってこの土地だったが、入手に失敗。区は財産価格審議会が答申した金額が38億円だった、と責任転嫁をするだけ。東京都や国からの補助金を得る算段すら研究せず断念。結局、住友商事は、借地権でマンション建設をすることになり、昨年9月の定例区議会に周辺住民638名の連名で、陳情書が区議会に提出された。

陳情事項は、

1 目黒区は、住民・区民の安全性向上のため、洗足学園跡地に関して、この



建築現場にあ

## 目黒区職員がハレンチ事件連発!



★東横線武蔵小杉駅  
エスカレーターで  
下着盗撮  
★職場で非常勤職員に  
半年間もセクハラ

### エスカレーターで下着盗撮

分別のあるはずのいい年をした職員が、なぜ、こんなハレンチ事件を連発するのか。恥を知れ!平成21年9月10日午後8時頃、東横線・武蔵小杉駅構内のエスカレーターで、目黒区の子育て支援部の職員(係長、43歳)が、カメラ付き携帯電話で女性のスカートのの中を狙い、下着を盗撮した。神奈川県迷惑防止条例違反の容疑で、神奈川県警中原署に連行され、容疑事実を認めた。

翌日、目黒区役所内の被疑者使用のロッカー、机、そして自宅の家宅捜査が行われた。区は21年10月13日付で、停職1か月の処分をした。その後も迷惑防止条例違反以外にも、刑事事件に相当する余罪があるか否か、中原署による任意の捜査が続いた。

昨年11月下旬、県条例違反の

恥を知れ!



略式命令で罰金70万円。12月中に納付した。しかし、区は、罰金70万円の報告を区議会にせず。私が質疑して判明。「想定内の罰金額だったから」と弁解したが、尻切れトンボの事件報告は許せない。

職場で半年間もセクハラこちらも区の係長級の常勤職員が、非常勤職員の女性に対し、半年間もの長きにわたり女性が嫌がるのに、しつこく電話やメールで食事誘うなどのセクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)をした。区は昨年12月28日付で、加害者の常勤職員をセクハラ処分の指針に基づき、停職2か月の懲戒処分にした。しかし、ただちに区議会に報告することはしなかった。私に職員による情報提供があり発覚した。

刑事訴訟法第239条2項の規定では、公務員は「犯罪があると思料するときは告発しなければならない」旨を定めている。区は本件セクハラ事件が「犯罪に抵触する部分はある」としながらも、警察・検察に告発をしなかった。その理由を人事課長は「被害者が告訴する意思がないので、その意思を尊重して」という。また、区議会に連絡、報告しなかったのは「緊急連絡がいたずらに誤解を招くから」と説明した。議会軽視もはなはだしい。こうした一連の加害者への「甘やかし」の構造が、ハレンチ事件の連発の原因になっていないか。



## 高さ制限でいいのか! 巨大マンション建設中!

### 災害避難地に最適な土地に

敷地の現借地権者と改めて交渉を行い、目黒区による使用権を取得して、避難用地として整備して下さい。

2 目黒区は、建主に対し「(仮称)目黒区洗足1丁目計画」の高さ制限緩和の特例認定することなく、本来この地域に定められている絶対高さ制限17m以内で、計画し直すよう指導して下さい。

陳情者は、つぎのように訴えた。[洗足学園跡地は、建物の絶対高さ制限17mで都市計画決定されている地区内です。しかし、当計画では「大規模敷地における特例」を適用した高さ25.48m(8階建)とし、

指定容積率200%に対し199.92%という経済効率優先の内容となっています。

この地域は第一種住居専用地域と平坦につながった静かな住宅地です。そこに突出した8階建・143住戸の大規模マンションが出現することは、周辺環境を無視し破壊することになります。]

まったくその通りである。区長の権限、裁量で簡単に破れる絶対高さ制限なんて、開発業者のためにこそなれ、住民のためにはならない。何のための絶対高さ制限なのか。

陳情については、わが会派「独歩」は採択を求めたが、この3月の議会まで継続審査の扱いだったが、最終的に不採択になってしまったのだ。

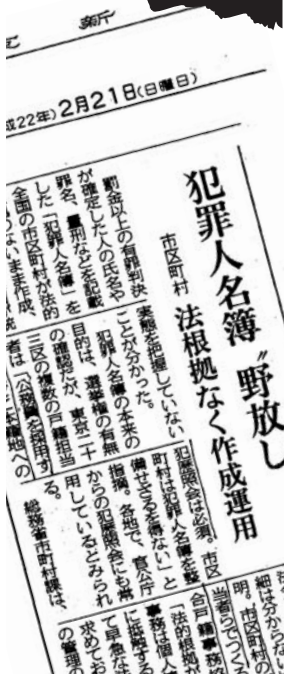
「犯罪人名簿」というのをご存知ですか?案外知られていないのが実情だ。目黒区も、区内に本籍のある者の犯罪歴、前科等を記載した犯罪人名簿を作成し、管理・保管しているのだ。私は、この3月区議会の一般質問で、犯罪人名簿を取り上げることがブログに書いたら、共同通信が取材にきて、問題点を独自取材して全国の新聞社に記事を配信し掲載された。

犯罪人名簿は、個人情報、プライバシー権利のうち最重要なものといえる。現在、全国の各市区町村は犯罪人名簿を作成し、管理・保管しているが、各市区町村にそれを義務づける根拠法令はないのである。大正6年4月12日付の内務省訓令第1号で、市区町村が作成、管理・保管すべきとされた犯罪人名簿であった。が、昭和22年の地方自治法施行により、法令上は、市区町村の事務とする根拠がなくなった。

その後においても、市区町村は選挙人名簿作成、被選挙人の欠格事由の確認のため、地方自治法上、明確な根拠規定がないにもかかわらず、犯罪人名簿を作成し、管理・保管しているのが実情だ。で、私は一般質問で、「青木区長は、目黒区が犯罪

## 目黒区が作成・管理する「犯罪人名簿」法的根拠なし!

本籍のある者の犯罪歴、前科を記録する「犯罪人名簿」を60年余も違法状態で管理



人名簿の作成、管理・保管する根拠は何であると考えているのか?と質問した。

青木区長は、「現在、区市町村が犯罪人名簿を管理する根拠は、地方自治法2条2項にあると国から回答があった。地方分権一括法で改正された地方自治法2条8項の自治事務として処理している」と答弁書を棒読みにしただけだった。

根拠法令がなく犯罪人名簿の管理は野放し状態!

まったく的外れの答弁だ。地方自治法第2条2項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」と定めている。が、犯罪人名簿の作成、管理・保管は、法律又はこれに基づく政令ではなく、根拠はない。

また地方自治法第2条8項には、「この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう」とあるだけだ。何ら犯罪人名簿の作成、管理の根拠になるものではない。現在、目黒区には、国や他の自治体から犯罪人名簿の照会が、年間約3000件もあるという。

根拠法令がないため、総務省や法務省も犯罪人名簿の管理の実態を把握せず、野放し状態。こんなことではないわけがないのだが。

利用者からの通報があって、駆けつけてみたら、緑が丘小学校のプールの入口に、こんな警告文を書いたチラシが貼ってあった。  
「11/15(日)18:55~19:25分の間に男子更衣室でロッカー荒しがあり、現金盗難の被害が発生しました!!  
財布・時計・携帯などの貴重品は受付前の貴重品BOXへお預け下さい!!」

受付係りの案内で、現金盗難のあったロッカーを見せられた。男子更衣室の最上段のロッカーの扉が壊されていた。被害額は12,000円。犯人は、財布から現金だけを抜き取るやり方だという。

## 緑が丘小プールのロッカー荒し、すでに14件も!

緑が丘小学校のプールだけで、被害は平成15年11月から現在までに合計14件(13件は男子更衣室、女子更衣室は1件で下着2点が盗まれた)、被害総額が229,000円~249,000円。現場の被害記録によれば、被害が発生したのは、利用者で込み合う土日と祝日に集中し、平日は金曜が1件だけだ。

入口に監視カメラがあるが、更衣室は全裸になるからと監視カメラはないのだ。犯人は、そこを狙って犯行を重ねているのだ。この多発しているロッカー荒しを何とかしなければ、おちおちプールに入っていられないよ。気をつけましょう!

## 目黒区勤労福祉会館アーチェリー場で高校生の死亡事故! 目黒区の責任は?

昨年11月4日夕方、目黒区施設のアーチェリー(洋弓)場で、高校生の額(ひたい)に矢が突き刺さり、意識不明になり、その後死亡した悲惨な事故が起きた。東海大学付属高輪台高校の生徒だった。この事故の背景には、目黒区が公の施設で片っぱしから進めている指定管理者制度の導入、つまり行政が直接管理せず、カネを払って民間業者に丸投げする管理方法と深く関係している。

悲惨な事故の一報はこうだった。「4日午後4時45分ごろ、東京都目黒区の区勤労福祉会館で、アーチェリーの練習をしていた港区にある私立高2年の男子生徒(16)のみけんに、同じ高校の2年の男子生徒(17)が放った矢が刺さった。生徒は意識不明の重体。警視庁目黒署などによると、矢を放った生徒は「(被害者に)矢を向けていて、誤ってうってしまった」と話しているという。

当時、アーチェリー場に指導員らはおらず、生徒2人だけだった。矢を放った生徒が119番した。負傷した生徒は的と射場の間を行き来する通路付近に倒れていた。高校によると、2人の生徒はともにアーチェリー部員。自主練習だったため、顧問の教諭は立ち会っていないかった。(共同通信)」

事故が起きたとき、アーチェリー場にいたのは生徒2人だけで、指導員も管理をしている指定管理者である会社の社員もいなかったのだ。アーチェリーという、ちょっと間違えば、命にかかわる事故につながる競技をやるのに、こんないい加減な管理が行われていたのだ。

指定管理者業者A社は、下請けに外注していた。ちょっと間違えば、人命にかかわるアーチェリー場に指定管理者の職員すら立ち合わない管理方法をやらしている目黒区の責任はどうか。コストカットが人命軽視につながるのなら、もってのほかだ。事故から半年後、3月の予算特別委員会で、私の「無所属・目黒独歩の会」の仲間・梅原区議が青木区長に「アーチェリー事故で亡くなった高校生の葬式にいきましたか?」と質問。青木区長は「いかなかった。部長が区を代表していった」と答弁。そういう区長なのである。

## 保育園児の保育要録作成

個人情報保護審が良識発揮  
青木区長の諮問を  
「異議あり」と否決し葬った!

去る2月22日、目黒区情報公開・個人情報保護審議会が開催された。私も審議会の委員の1人だ。じつは昭和63年10月に「目黒区個人情報保護条例」が制定されて以来、初めての画期的なことが起きた。

この審議会は、青木区長が諮問してきたことに何でも「異議なし!」として答申する、ちょうちん持ち審議会ではなく、はっきりとNO!という審議会であることを証明した。

個人情報の目的外利用、外部提供をするため、審議会に諮問してきた。が、小学校に就学する保育園児の保育要録の個人情報の扱いに問題ありとして、区長の諮問に対し「異議あり!」と否決したのだ。3年前に私が委員になるまでは、採決せずに、反対意見があっても付記するだけで、諮問すべてに「異議なし!」として答申してきたという。

区立保育園の保育要録  
個人情報の外部提供!

こんなことが起きたのだ。

厚生労働省の告示で、今年度から保育所での保育を終わり、入学する小学校へ「保育所児童保育要録」を資料として渡すことになったという。厚生省作成の「保育所児童保育要録」(A4判1枚)には、児童の氏名、性別、生年月日、保育所名・所在地、園長名、担当保育士名などの個人情報と保育の内容が記入される。しかし、目黒区作成の書式では、保育内容「言葉」の項目で、「・人の言葉や話し(須藤注・話し)の“し”は不要で間違い)などをよく聞き、自分の経験したことを話し、伝え合う喜びを味わう」とある。他にも保育園児にこんな高度なことが必要か、と思える内容が多い。

審議会に諮問されたのは、区立保育所の「保育所児童保育要録」であって、幼稚園は該当しない。幼稚園の場合は、学校教育法の定めがあって、昔から幼稚園

の指導要録が、入学する小学校に送付されることになっているからだ。

諮問したが説明ブレて  
審議は大混乱に!

目黒区は、独自に保育要録の書式を作ったというが、私が点検してみたら、文科省作成の幼稚園指導要録の書式からのパクリ、盗用だった。あきれた話だ。法令に基づく場合は、個人情報を目的外利用、外部提供しても問題ない。しかし、今回は厚労省の告示であって、法令ではない。その場合、目黒区個人情報保護条例で、審議会が「問題なし」との答申をすれば、まとめて外部提供できる。保育要録に関して、審議会で古庄保育課長は「保護者と相談してから保育要録をつくる」「児童の保護者の同意を得て、保育要録を作成する」「保育要録を開示請求があれば見せる」「いや、開示請求がなくても見せる」「小学校に送付する前に見せる」「見せるのは送付してからだ」など、発言はくるくる変わった。審議は混乱するばかり。私は反対の立場で審議をした。「内申書のような要録は、むしろ害になる」の議論もあって、賛否両論。結局、私の提案が受け入れられ、採決することになった。

その結果は、反対7人、賛成2人、保留7人で、青木区長の諮問に「異議あり!」として答申した。そのため、目黒区が「保育所児童保育要録」を作成、送付させるには、区立保育園21園の延べ398人の児童の保護者から同意を得る以外に方法はないのだ。その後、私は予算特別委員会で質疑し「告示は2年前にあったのに、なぜ遅れたのか?今後どうするのか?」と追及。尾崎・子育て支援部長は「書式を作成などがあったからだ。同意を得てから小学校へ送る」と答弁。しかし、簡単な1枚の書式を作るのに2年もかかるのか!これから個別に同意を得るのでは、今年度は間に合うはずがない。

## 区制75周年記念誌

「目黒区を楽しむ本」住民訴訟  
東京高裁控訴審で不当判決!

昨年8月5日)午後、東京高等裁判所で、私が控訴人になって青木英二・目黒区長に対して、最大で2,250万円の損害賠償を求めている住民訴訟の判決があった。

住民訴訟の内容を簡単に説明すると、平成19年に目黒区は、区制施行75周年を記念した「目黒区を楽しむ本」(月刊「東京人」増刊号)35,000部の発行を1,500万円で都市出版に委託した。

「目黒区を楽しむ本」は、5,000部が目黒区に納品され、30,000部は都市出版が販売する契約だった。定価が1部、700円だから、30,000部を定価で完売すれば、2,100万円。他

に総額150万円の広告が掲載されたので、総額2,250万円になる。

目黒区は、都市出版に対して35,000部のすべての発行費用として1,500万円を支払ったのだから、30,000部の売上金と広告料は、当然、目黒区に帰属すべきものである。

これでは二重払い、  
目黒区が大損だ!

ところが、この2,250万円は、都市出版のものになるというのだから、目黒区は発行費用を払った上に、販売分と広告料が都市出版に帰属するのでは、二重払いになるわけである。つまり、目黒区は、本来、目黒区の収入になるべき最大で2,250万円の得ばかりし利益を失ったのである。そのために、私は住民訴訟を提起したのである。

肝心な契約書には、販売分と広告料に関して何も取り決めていないのである。目黒区は、販売分と広告料のことを考えずに契約したというわけである。気がついていれば、契約書で取り分について決め

てあるはずだ。都市出版は、作成発行費用の総額1,500万円の見積書を目黒区に提出し、目黒区は見積書に基づいて、1,500万円で発注したのである。いうまでもなく、見積書には作成発行費用と都市出版の利益が含まれている。

ところが、私がこの契約を問題にして、住民監査請求を起したら、目黒区と都市出版は、1,500万円は作成する実費だけであるという、とんでもないことを主張しだしたのだ。

地裁も高裁も目黒区が払った  
1500万円を考慮せず!

昨年3月の一審判決は、月刊「東京人」の「通常号の売上金及び広告収入は、発行者である都市出版にすべて帰属するものであり、その増刊号である本件雑誌についてのみ、その売上金は本来、目黒区に帰属すべきであると解する根拠は何ら見出し難い」という、あきれた判断だった。

通常号は、都市出版がすべての経費を払って発行しているのだから、売上金及び広告収入が都市出版のものになるのは当たり前だ。しかし、増刊号の「目黒区を楽しむ本」の発行費用は、目黒区が1,500万円払っているのである。まったく事情が違うのだ。こんな簡単なことすら、裁判長や裁判官はわからないのだ。

そこで、私は東京高裁に控訴したのだ。そして、目黒区がすべての発行作成費用である1,500万円を支払ったのだから、売上金及び広告収入は目黒区のものになることを繰り返し主張したのだが、結果は「本件控訴を棄却する」という不当判決だったのだ。こんな事実誤認、違法判決があっていいわけがない。裁判官の中には、どうしてこんな非常識な連中が多いのだろうか。

## プロフィール



**須藤基一郎(すどうじんいちろう)**  
ジャーナリスト。雑誌記者、夕刊紙編集委員、テレビリポーターとして40年間活動。政治問題、事件から芸能ニュースまで幅広く取材してきた。

平成11年4月 目黒区議選に初当選。  
15年4月 二期目の区議選に3040票でトップ当選。  
19年4月 三期目の区議選に4898票でトップ当選。

無所属議員として、目黒区政の不正、疑惑、税金のムダ遣いなどを徹底的に追及しつづけている。  
早稲田大学第2政経学部政治学科卒。  
昭和14年、東京生れ。

発行日:平成22年3月27日  
〒152-0034 東京都目黒区緑ヶ丘1-11-3  
電話 03-3723-8167  
FAX 03-3717-6223  
須藤基一郎

## 防衛省研保管の危険核物質プルトニウム239の撤去を求める陳情ついに採択!

昨年11月30日、目黒区議会定例会で、区民有志による防衛省研究所が1972年以来、長年保管する“無用の毒物”プルトニウム239の撤去を国に求める陳情が、全会一致で採択された。

この危険物質は、長崎原爆の原料になったほどだ。いざ直下型大地震などが発生し、プルトニウムが破壊されれば、何万人いや億単位の死者がでるかもしれない。無用の長物どころか、“無用の毒物”なのだ。昨年9月議会では、自民党、公明党の区議団らが賛成せず、継続審査になっていた。その後、区民有志が7232人分もの署名を集め議会に提出した。

青木区長は「国が安全と  
いうから安全だ!」と

しかし、目黒区はこれまで、そんな危険物質が区内にあるのに、国の所管省庁である防衛省、文部科学省に撤去を求める動きかけをまったくしてこなかった。青木区長は、区議会の一般質問などで「所管省庁が安全に保管しているといっているのだから安全だ。法令上、目黒区には権限はない。撤去を求め何かするつもりはない」旨の答弁を繰り返すだけの無責任ぶり。

目黒区行政が、何もしないのだから、区民が目黒区議会に何とかして欲しいと陳情したわけだ。昨年9月10日に陳情審査したときには、30名ほどの傍聴者がいたが、青木区長の無責任さにあきれていた。

私は11月議会の陳情審査で、行政側への質疑で、青木区長に対して「陳情が採択されたら、行政側もプルトニウムの撤去を求めて、国に何か働きかけるのか」と質疑した。けれど、青木区長は、「陳情は、区議会に意見書提出を求めているもので、行政には関係ない」旨の答弁をした。

また、青木区長は、7232人もの署名についても「何千、何万、何百万の署名が集まろうと関係ない」ともってのほ

かの発言をして、傍聴者の怒りを買っていた。青木区長率いる目黒区行政はこんな有様で、何が基礎自治体だ!地域主権だ!国の言いなりになっているのなら、自治体なんていらない!!

また、中目黒の防衛省研究所の敷地内には、32億円もの予算を計上し、自衛隊の海外派遣の教育などを行う7階建ての「国際平和協力センター」を建設する計画だった。が、民主党の例の事業仕分けで中止になった。いいことである。



危険核物質プルトニウム239を保管する防衛省研究所



この政務調査レポートは、政務調査費で印刷し配布するものです。